

市民窓口課での転居の手続きは、引越し後（実際に異動してから）となりますが、転居が決まった場合は、転出校・転入校に早目に連絡していただくと、学校でのいろいろな手続きがスムーズに行えます。

河内長野市内での転居

河内長野市内での転居決定

引越し完了

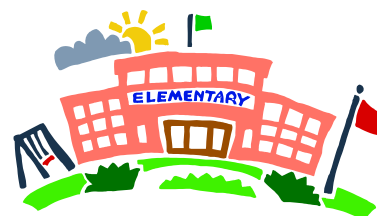
河内長野市役所
1階市民窓口課へ

河内長野市教育委員会
教育指導課
(河内長野市役所7階)

転出校

転入校

転出校・転入校へ電話で連絡をする。



▶引越し後（実際に住んでから）市民窓口課で転居届をして以下の書類の交付を受ける。

「就学校指定通知書」
「就学者異動通知書」

以下の場合には教育委員会
教育指導課（市役所7階）へ
☆調整学区にお住まいの場合
☆私立国立学校等に通学されている場合
☆就学についてご相談のある場合
☆市民窓口課から案内のあった場合
※ 認め印が必要になる場合があります。

▶転出校に以下の書類を提出する。
「就学者異動通知書」 市民窓口課で交付されたもの
▶転出校から以下の書類を受け取る。
「教科書給与証明書」
「在学証明書」

▶転入先学校に以下の書類を提出する。
「就学校指定通知書」 市民窓口課で交付されたもの
「教科書給与証明書」 転出校発行
「在学証明書」 転出校発行